

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：平坂保育園	種別：保育所	
代表者氏名：高瀬仁悟	定員（利用人数）：140名（162名）	
所在地：愛知県西尾市平坂町山崎17番地		
TEL：0563-59-5851		
ホームページ： https://www.heisakahoikuen.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成18年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人そらかぜ		
職員数	常勤職員：20名	
専門職員	（施設長） 1名	（調理員） 3名
	（主任） 1名	
	（保育士） 29名	
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等）遊戯室・給食室
		職員室

③理念・基本方針

★理念・基本方針

わたしたちのねがい
 そこぬけに人を信ずる人間となろう
 喜んで与える人間となろう
 命を大切にする人間となろう
 考え深い人間となろう
 使命に生きる人間となろう
 規律ある幸せを喜ぶ人間となろう

④施設・事業所の特徴的な取組

- 以下の取り組みを重点的に行っている。
- ・子どもの「心」を育てる。
 - ・職員の負担軽減。働き方改革。
 - ・新任職員の研修。
 - ・職員のスキルアップ研修。
 - ・保育の見える化。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月27日（契約日）～ 令和 元年 6月21日（評価結果確定日） 【平成30年12月 5日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	4 回 （平成26年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念の見える化

「保育の見える化」に取り組んでいる。毎月テーマを設定しての取り組みを「園だより」や「クラスだより」で案内し、保護者からも好評を得ている。焼さんま大会、ピザ大会、豚汁大会、焼き芋大会等、子どもたちは大喜びであるが、いつもその中心には園長がいる。生のさんまを見て、触って、子どもは様々なことを学ぶ。さんまを切って、焼いて、子どもは調理を学ぶ。さんまを食べて、子どもは美味しさを知り、生きることや命の大切さを学ぶ。さんま1匹が、理念の「わたしたちのねがい」にまで通じている。園の進める「保育の見える化」は、「理念の見える化」でもある。

◆保育のICT化

園の間接的な業務を中心にICT化に取り組んでいる。iPadが各クラスに導入され、職員室と各保育ルームとの連携がより確かなものとなった。出席記録をはじめ、様々な連絡や報告の記録がiPadで管理され、これまで職員の手を煩わせていた複写や転記が減少している。それを使って自己評価を実施している。職員が自分自身を客観的に知る機会となり、改善点を見出すことにより提供する保育の質の向上につながっている。職員一斉メールも有効に機能しており、事故報告や会議の議事録も即日全員に周知される。

◆長時間保育の配慮

保育の連続性に配慮した長時間保育の指導計画が立案され、保育運営がされている。また、長時間保育中の避難訓練計画も作成されている。特に夕方以降の保育は、子どもが疲れを感じたり、保育者や部屋が変わること等によってストレスを溜めることにもつながる。そのような子どもの内面にも思いを寄せ、人的、物的の環境整備にも配慮している。

◇改善を求められる点

◆地域ニーズに応える事業展開を

早朝保育や延長保育は、高いニーズに応える形で実施されている。一方で、かつては実施していた一時保育は、地域のニーズはあるものの様々な事情から中断されて再開されていない。幼保小連絡会等で地域ニーズを探り、園に求められる事業を展開することを望みたい。また、「社会福祉法」が求める、収益を求めない公益事業についても考慮されたい。

◆災害への備え

災害時の対応体制は定められているが、「保育所保育指針」の一部改定に伴い、「災害への備え」が新しく追加されたため、マニュアルは一部未整備である。子どもや保護者、職員の安否確認の方法が明確ではなく、引き渡し訓練も実施されていない。保育を継続するための対策として、職員の出退勤基準等が定められていないので、検討され必要に応じた対策を望みたい。備蓄リストがあり、3日分の食糧等を備蓄している。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度の受審において、園の課題と弱点が浮き彫りになってきた。
すぐに改善できる点は早急に、人材育成等は最重要課題として検討したい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「わたしたちのねがい」として、6項目の目指すべき人間像を示して「法人の理念」としている。職員に対しては、「中・長期事業計画」の中や職員会議、日々の保育実践の中等で具体的な例を示して周知を図っている。保護者に対しては、入園式に園長が説明している。「簡単な説明であった」との保護者の声があるが、アンケートに回答した保護者の大多数が「園長から理念の説明を受けた」と答えており、周知が図られていると評価したい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の園長会が2ヶ月に1度開催されており、園運営に益する情報を得ている。園舎の老朽化に伴って、建て替えや修繕に関しての役員会が開かれている。学識経験者である役員からの情報もあって、これまでの「学校法人」による経営から「社会福祉法人」による経営へと機構改革を行った。税制や助成金、補助金等の財務面に関して、これまで以上に大きなメリットが予測される。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
老朽化した園舎の建て替えが最大課題であるが、若干の遅れはあったが「社会福祉法人化」は達成した。新しい土地への移転も一つの選択肢として、具体的な新園の建設計画が進行している。職員に対しては、常に「問題意識を持つ」ことを指導しており、職員はそれぞれ、自らの課題を持って保育にあたっている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
「社会福祉法人そらかぜ平坂保育園 中長期事業計画」が策定されており、将来に向けての方向性を示している。その内容は、「保育目標の見直し」、「職員研修」、「環境整備」、「第三者評価」、「地域連携」の5項目である。しかし、「環境整備」の項目に、平成36年度を目標とする園舎の全面改修の計画を取り上げているが、その他の項目には実施年度や期限等の時間的な枠組みが示されていない。また、策定日の日付も記載されていない。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「中長期事業計画」が時間的な枠組みを示していないことから、単年度の事業計画との連動が薄くなっている。また、事業計画と事業報告の連動性も薄い。事業計画(全体的な計画)の「保育目標」に掲げて取り組んだ結果を、事業報告の中で評価し、詳細に説明することが求められる。事業報告の中の評価を曖昧なものにしないためにも、「保育目標」には具体的な数値目標を設定することが望ましい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	㉕ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員の意見を主任が聞き取り、それを集約して園長と主任とで最終的な事業計画を策定している。年度末の職員会議を使って、職員全員で事業計画の評価を実施し、その結果を次年度の事業計画の作成に反映させている。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育の見える化」に取り組んでいる。毎月テーマを設定しての取り組みを「園だより」や「クラスだより」で案内し、保護者からも好評を得ている。焼きさんま大会、ピザ大会、豚汁大会、焼き芋大会等、子どもたちは大喜びであるが、いつもその中心には園長がいる。生のさんまを見て、触って、子どもは様々なことを学ぶ。さんまを切って、焼いて、子どもは調理を学ぶ。さんまを食べて、子どもは美味しさを知り、生きることや命の大切さを学ぶ。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	㉗ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の質の向上には職員の資質向上が必須であるとし、自主性を尊重した研修制度を運用している。様々な研修プログラムを用意し、研修の時間数や内容の難易度等を勘案して、それぞれの研修にポイントが設定されている。職員には、在職年数等によって、1年間に取得しなければならない研修ポイント数が決められており、自身の力量や目的、興味の対象として、自由に研修を選んで参加することができる。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	㉘ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
最大の課題は、ハード的には「園舎の建て替え」問題であるが、ソフト面では「職員の育成」を挙げている。「園舎の建て替え」は、道筋が見えてきた。「職員の育成」に関しては、これまでのポイント制自主研修に加えて、チューター制のOJTを取り入れた。新人職員の研修に使われており、園長や主任もチューター役を担当することから、場合によっては新人職員への理念教育の意味合いを持つこととなる。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園長は法人の代表(理事長)であり、役割、責任共に大きなものを持っている。3月の卒園式の後で職員会議を開き、職員に自らの所信を表明している。保護者に対しては、入園式とクラスごとに実施される進級式で考えを述べている。しかし、「組織図」や「職務分掌」、「職務分担表」等が作成されておらず、外部からは園の組織体系が分かりづらい。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長が講師となり、新「保育所保育指針」の勉強会を開催した。全ての職員を対象とし、職員の都合にも配慮して2回に分けて実施した。その他の法令に関しては、児童虐待防止や個人情報の保護等、子どもの権利侵害に関する研修を新任職員への導入研修として実施している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
今年からタブレット端末が各クラスに導入され、それを使って自己評価を実施している。職員が自分自身を客観的に知る機会となり、改善点を見出すことにより提供する保育の質の向上につながっている。園長の発案・企画による様々なイベント(焼さんま大会、ピザ大会、豚汁大会、焼き芋大会等)も、単に子どもの満足度を高めるだけでなく、将来に向けての学びの場としている。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
タブレット端末が各クラスに導入されたことにより、職員室と各保育ルームとの連携がより確かなものとなった。出席記録をはじめ、様々な連絡や報告の記録がタブレット端末で管理され、これまで職員の手を煩わせていた複写や転記が減少している。職員一斉メールも有効に機能しており、事故報告や会議の議事録も即日全員に周知される。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
将来にわたっての人員計画(採用計画)は明文化されておらず、不足する職員の補充を図る等、必要に応じて職員を採用している。報奨金を付けた「人材紹介制度」があり、平成30年度は3名の職員の採用につながった。職員の定着対策として、「働きやすい職場」づくりを推進している。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市の基準に準拠する形で人事管理の仕組みが構築されている。人事考課やキャリアパスの仕組みが構築されていないことから、職員の処遇等は園長との個人面談に頼る結果となっている。導入は先のこととして、人事考課やキャリアパスの仕組みを検討する時期に来ていると言えよう。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
主任保育士に業務の集中が見られ、業務の下位委譲の必要性が感じられるが、その陰の力に支えられて“働きやすい職場”づくりが進行している。「有休簿」からは、職員の有給休暇の取得に大きな偏りはなく、子育て中の職員を正規職員からパート職員に職種変更する等、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した取り組みが見られる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
園長との個人面談が年に3回あり、職員それぞれが目標を設定し、その達成を目指す取り組みによって職員育成を図ろうとしている。しかし、人事考課の仕組みがない事から、職員個々の自己査定と上司査定との差異を分析することができず、適切な目標設定が出来ているか否かが判然としない。タブレット端末による自己評価を活用し、上司の評価と連動する仕組みの構築を期待したい。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「社会福祉法人そらかぜ平坂保育園 中長期事業計画」に、職員研修の方針が示されている。これまでの、職員の主体性を重んじた「単位制研修」に加え、OJTにも力を入れた研修計画が作成されている。特に新任職員に対しては、ベテランの中堅職員を指導係(チューター)に選任してOJTを実施し、効果を挙げている。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
それぞれの職員に必要な単位数が設定されており、単位数を満たすために職員の積極的な研修参加がある。その意味においては、研修機会は十分に確保できている。課題は、研修の履修後に提出される「研修報告書」の取り扱いである。提出された「研修報告書」に、主任保育士、園長の検印がなく、研修効果を検証した記録も残っていない。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
今年度は、保育実習生5名の受け入れがあった。「保育実習受け入れ要領」があり、それに沿って実習が行われている。実習の振り返りは毎日行い、最終日には園長、主任保育士、担当職員、実習生による総括的な反省会を行っている。しかし、この反省会の記録が残っていない。次回の実習生受け入れをより質の高いものとするためにも、反省会の記録を残し、次回に反映させることを望みたい。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
法人のホームページで、理念・方針や法人の概要、現況報告書等が公開されている。ホームページが開設されて日が浅いため、事業内容の紹介等は充実していないが、今後必要な情報が盛り込まれていくことと思われる。その中に、是非「苦情情報」を取入れてほしい。事業運営の透明性を示すためには、「苦情情報」の内容や対処した結果等を公表することが求められる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「経理規程」に則って、事務、経理、取引等が執行されており、小口現金の管理は主任保育士の責任の下に行われている。理事長が園長を兼ねることから、大きな権限が1ヶ所に集中することになるが、園長(理事長)の業務執行を主任保育士がチェックし、相互に牽制機能を発揮させている。市や県の監査においても、大きな改善指摘事項はない。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「社会福祉法人そらかぜ平坂保育園 中長期事業計画」の中で、「地域連携」の項目を取り、幼保小の連携を通して地域の子育てを支援する方針を明らかにしている。しかし、積極的な地域交流や連携は図られておらず、子どもの社会性を育む観点からは課題を残している。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
ボランティアを受け入れるためのマニュアルはなく、園情報や子どもの個人情報流出の恐れを懸念して、積極的な受け入れ態勢は取っていない。隣接する中学校から、毎年2年生が職場体験学習として園の訪問している。今年は、6名の中学生を3日間受け入れた実績がある。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
行政機関や教育機関、医療機関、給食の関係先、取引先、地域の公・私組織等、園や子どもに関与する全てが網羅された電話帳があり、職員室に常備されている。「中長期事業計画」に掲げたとおり、幼保小連絡会との連携を強めおり、虐待等の子どもの権利侵害に関しては、市・家庭児童指導課を通して児童相談所と連携を図っている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
職員が地域の盆踊りの屋台作りに参加している。しかし、地域貢献的な活動は少なく、保育所機能の地域還元についての積極的な取り組み姿勢は見られない。園長をはじめ主任やベテラン職員の保育における高い専門性を活かし、地域に貢献する道を探りたい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
早朝保育や延長保育は、高いニーズに応える形で実施されている。一方で、かつては実施していた一時保育は、地域のニーズはあるものの様々な事情から中断されて再開されていない。幼保小連絡会等で地域ニーズを探り、園に求められる事業を展開することを望みたい。また、「社会福祉法」が求める、収益を求めない公益事業についても考慮されたい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重する保育の基本姿勢は「わたしたちのねがい」として基本方針に掲げられ、この願いは入園案内や園のしおり等にも記入されており、保護者アンケートでは99%の浸透率である。子どもが互いを尊重する具体的な取り組みとして、子どもの話や意見を否定しない保育を心掛けている。ブラジル人等の外国籍の子どもたちの人権、文化の違い等についての保護者理解は、「わたしたちのねがい」の理解で充足するとし、あえてしていない。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護に関する規程、虐待防止等のマニュアルは整備されている。しかし、実践としては、子どもたちのプライバシーを守るための水遊び時のシャワー等、設備の工夫はされていない。暑さ対策として寒冷紗ネットを利用しているが、下まで届いていないので子どもの姿は見えてしまう。また、不適切な事案が発生した時の対応策は明示されておらず、対応方法を明確にされたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉓ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選定に必要な情報としてはリーフレットがある。上質な紙に子どもたちの写真やイラスト入りで読みやすい。見学者は電話予約制で、日程調整をして随時受け入れている。説明は主に園長が行っており、説明資料はリーフレットを使用している。見学者名簿は個人情報のため残しておらず、すぐ処分する方法を取っている。資料は市役所とホームページで入手できるが、公共施設等の設置拡大を検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の開始・変更については「入園のしおり」に記載されており、入園説明会で説明されている。外国籍の保護者には訳文で知らせている。保護者の同意書も書面で残されている。特に配慮を要する保護者説明の手順などの文書化はされていないが、職員の平均勤続年数が11年と経験豊かな職員が多いため、適正な説明がされ運用されている。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
保育所変更時保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は作成されていない。様式はないが「日本スポーツ振興センター」の掛け金の有無については口頭で答えている。転園先から問い合わせがあれば口頭で答えている。退園後、保護者が相談できる担当窓口は主任であるが、相談窓口等の説明は口頭で行われており、説明内容を記した文書はない。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足度の調査は実施されておらず、行事後に感想を聞いたり、日々のコミュニケーションで把握している。把握した内容を分析・検討するまでに至っておらず、具体的な改善がされても記録には残していない。例えば、今回の保護者アンケートでは、「トラブルがあった時に担任・主任・園長が休日を返上して個別懇談をし、適切な対応で解決した」と、感謝の言葉があった。これらの、保護者の声(満足度)を測る仕組み作りを望みたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決体制は整備されている。保護者周知は入園式で資料を基に説明がされている。意見箱も設置されている。苦情は2件ほどであるが、受付・解決された記録は適切に作成され、残されている。第三者委員は小学校の校長であるが、第三者委員にまで届くレベルの苦情はない。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者が相談したい時や意見が述べたい時の環境整備として、分かりやすく説明した文書を作成し、「入園のしおり」に記載している。掲示もしており、保護者周知が図られている。特段の不便は感じていないが、相談スペースがないため、空部屋を利用したり職員室での話し合いになっている。園の建て替え構想に乗じて、相談室の設置を予定している。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
相談や意見を受けた時の記録方法や報告手順を定めたマニュアルはない。職員には、8年以上の経験者が多く、対応マニュアルがなくても状況に応じて適切な相談対応と意見の傾聴に努めることが出来ている。経験の浅い職員のためにも、手順をマニュアル化し、保育の質の向上に役立てられたい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
リスクマネジメントの責任者は園長であり、「事故発生時対応マニュアル」は整備されている。遊具点検は、業者点検は年1回、職員による点検は週1回実施されている。事故防止に関する職員研修は、ヒヤリハットを書くことで研修としている。交通安全年間指導計画が3・4・5歳児と年齢別にあり、左右の安全確認は園内の交差する廊下でも実施するよう指導している。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
感染症対策の責任者は園長であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアルは整備されている。保護者への情報提供や感染症拡散防止はホワイトボードで伝えられているが、冬季のインフルエンザ、梅雨時や夏季の食中毒等に対して集団発生を防ぐ取り組みや注意の喚起にも配慮されたい。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
災害時の対応体制は定められているが、「保育所保育指針」の一部改定に伴い、「災害への備え」が新しく追加されたため、マニュアルは一部未整備である。子どもや保護者、職員の安否確認の方法が明確ではなく、引き渡し訓練も実施されていない。保育を継続するための対策として、職員の出退勤基準等が定められていないので、検討され必要に応じた対策を望みたい。備蓄リストがあり、3日分の食糧等を備蓄している。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法の文書化はパソコン入力であり、各室にiPadを常設して対応している。職員がいつでも閲覧でき、確認したい時にもiPadが活用されており、日常的に職員周知も同様に行われている。訪問調査においては、標準的な実施方法の文書化を、書面確認とパソコンの閲覧、職員への聞き取りで確認した。			

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
1年に1回定期的な見直しをしているが、見直しの記録や改訂記録、検討会議の記録は見当たらない。見直しに当たり、職員や保護者等からの意見や提案が反映できる仕組みが十分ではない。保育の質の向上が継続的に行われるよう、PDCAサイクルを活用し、見直しの記録や改訂記録等を作成し、それらには日付の記入もされたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
アセスメントの用紙は入園式で保護者に渡し、1週間後に回収して記入漏れ等を担任が確認している。3歳未満児は個別指導計画が作成され、以上児はクラス指導計画の下に保育実践がされている。支援困難ケースは、市の様式を活用し、巡回訪問等で事例検討を行って個別指導計画を作成し、クラス指導計画との関連にも配慮されている。アセスメントは年次ごとにまとめてファイルされているが、以上児も個々に1冊のファイルで確認できることが望ましい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
指導計画の評価・見直しは3月、月指導は毎月、週案は毎週、会議で評価反省をして、次の計画作成に活かしている。しかし、会議で終わっているケースも目に付く。見直しに当たり、標準的な実施方法に反映すべき事項は保育の質の向上に役立つ課題として明記する等、手順を定められたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
子どもの発達記録、指導計画、情報共有等は、すべてパソコン入力であり、変更・追加も各クラスでiPadで確認している。課題としては、記録する職員の指導もiPadで行われているため、どこを指導されたかが消えてしまう点である。改善点の職員共有を図ることも視野に入れ、タブレット端末での職員指導の仕組みを再検討されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
「個人情報保護規程」により記録の保管等は適切に管理されている。「情報開示規程」は整備されていない。これまでに、保護者等から開示請求をされた事例はないとのことで、「情報開示規程」は整備されていない。記録の管理についての研修は、新任研修や経験豊かな先輩職員からOJTで学び、定期的な研修はない。個人情報の取り扱いについて、保護者には入園式等で説明しており、浸透していて信頼もされている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育の「全体的な計画」は職員5～6名が意見を出し合い、園長が編集作成して見やすく整理されている。また0・1・2歳児用も作成している。「保育所保育指針」の一部改正があり、3月に見直しをして今期に間に合うよう計画作成したが、年度末には再度見直しをして次年度に活かす予定である。昨年度は見直しの記録はない。今期の見直しの際には、見直しをした記録等を残されたい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
今年の夏は異常な暑さが続き、子どもたちの園生活を守るために、エアコン・水遊び・水筒持参で水分補給、そして棒アイスを毎日食べて熱中症対策に心掛けた。保護者アンケートに、「子どものトイレが和式であり、大人のトイレも和式のため、行事等で来園したお年寄りが、トイレを借りるにコンビニまで行く事になる」という指摘があった。廊下は雨漏りのためバケツを置いて処置をしているが、子どもの安全性にも配慮されたい。新築移転までの辛抱ではあるが。			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子ども理解を深めたり受容していくための取り組みとして、週案作成時には、子どもの気持ちを受け止めるために、「みまもりましょう」を職員共通のキーワードとして確認している。過度に安全性を優先して、つい制止させる言葉掛けをしてしまうケースはある。しかし、既に今後の改善点として、「気持ちを伝えられる言葉掛けに心掛けたい」との気づきを得ている。その成果に期待したい。			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保健衛生年間指導計画」が作成されている。月ごとに目標が定められ、手洗いや歯磨き、食事等が生活習慣として網羅され、子どもが正しい生活習慣として身に付けられるよう配慮されている。また、子どもが自分の健康に関心が持てるよう、手洗いには消毒液を使用している。			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園庭は広く木々の自然の変化が楽しめる。フェンス越しに中学校があり、園庭から中学生がいつでも見られるという環境にある。異年齢との関わりは、3歳から5歳児の散歩や水遊びがあり、好きなコーナーで遊ぶこともできる。また、中学生と触れ合う機会もある。地域の人達との関わるの機会は夏祭りがあるが、頻度としては極めて少ない。散歩の機会を積極的に活用することを望みたい。			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「保育所保育指針」の一部改定のポイントに、「乳児保育における保育記述の充実」がある。個別の指導計画は、クラス指導計画と関連付けて作成されている。家庭とは、連絡帳や送迎時のコミュニケーション等で連携している。育児相談も寄せられるが、記録としては残されていない。記録に残す基準作りが先決か。また、教育的環境は、養護的環境の支えがあって初めて一体的に展開されるので、個人差が大きい子どもの発達に合わせた環境整備を望みたい。			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
乳児クラスは複数担任である。個別指導計画はクラス指導計画と関連付けて作成されている。子どもの午睡中に話し合い、確認したり報告したりして職員間の連携を図っている。口唇時期、玩具の消毒は週1回アルコール消毒をしている。乳児室には危険に繋がる箇所(畳のヘリ・ジュウタン・扉の開閉等)が多く、乳児にとっては発達の探索活動の盛んな時期でもあって、つい禁止の言葉が出てしまう。事故防止に配慮し、様々な遊びの援助をされたい。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
11月に作品展を行ったばかりで、部屋にはまだ大きなクリスマスリースが展示されていて、子どもたちは行事の余韻を楽しんでいる。運動会や作品展・発表会等、子どもたちが取り組んできた共同的な活動等を、保護者には園の便り、外国籍の方には通訳文の案内で伝えている。地域や就学先の小学校にも案内文が届けられているが、その活動等を「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」とリンクして伝える工夫を期待したい。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子ども、支援を必要とする子どもは12名いる。障害特性に応じた設備等の環境整備はされていないが、統合保育をしていて個別指導計画とクラス指導計画とを関連付けている。健常な子どもの保護者に対し、障害のある子どもの保育については情報提供しておらず、今後適切な情報を伝えるよう取り組まれたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育の連続性に配慮した長時間保育の指導計画が立案されているが、毎日の記録がない。長時間の保育中の避難訓練の計画は作成されている。おやつは市販のお菓子を提供している。保護者が残業等の仕事上の都合や、交通事情等で予定より迎えが遅くなった場合の子どもへの対応として、寂しがらない配慮をしている。保護者への引継ぎは「引継ぎ簿」があり、漏れなく保護者に伝えたり、怪我やトラブルがあった場合には担任が直接伝えている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
小学校の教師との合同研修等はないが、年長児が夏のプールを小学校で楽しんだり、マラソン大会ではコースに並んで応援したりと、小学校以降の生活を垣間見ることが出来る。保護者には就学时健診や入学説明会に出向く等、小学校の情報が入る機会はある。保育園職員と教師との意見交換は、入学後の授業参観の機会がある。新保育指針に「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」が打ち出されたが、リンクする取り組みは意識されていない。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「保健衛生年間指導計画」が作成されている。プール遊びの指導計画も作成され、集団での子どもの安全対策も実施されている。保護者には、入園式で子どもの健康等に関する方針や取り組みは伝えてあり、体調悪化・怪我の対応は担任が保護者に連絡し、保護者が通院に付き添うこととしている。ISDS(乳幼児突然死症候群)対策の職員への周知・理解の取り組みはあるが、保護者には情報提供がなく、子どもの健康と安全のために保護者にも配慮されたい。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健診結果の記録は漏れなく記録されている。看護師がいないため、健診記録は職員が医師に指導を受けながら記入するなど、努力をしている。保護者には健診結果を連絡帳や口頭で伝えて共有するとともに、嘱託医との連携も図っており、家庭での歯磨き等、生活習慣の確立にも役立っている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー児は6人おり、医師からの指示に従って適切な対応をしているが、他の子どもや保護者理解を得るための取り組みは行っていない。また、新しい知識や情報を得るための研修等には参加していない。積極的に参加し、職員間で新しく正しい知識や情報の共有を図られたい。給食事には、アレルギー児と他の子どもとの机を別にしている。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「食育」の計画の下、夏野菜を育てて収穫した野菜を、子どもが自分たちで調理員に調理をお願いしている。クリスマス会は全員で会食をするので、調理員との関わりがある。市の行事として、年1回「食育クラブ」の活用を親子で楽しむ機会もある。給食参観(試食会)は行われていないが、保育参観後に保護者会が開催され、その後親子で給食を食べるプログラムがある。行事をうまく「食育」に活用している事例は多い。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
検食は園長が実施している。「衛生管理マニュアル」や「食中毒発生時対応」も整備されている。地域の食文化としては「お茶」が有名で、行事としてお茶会を開き、お茶に親しみを持つよう計画している。給食の食材には、可能な限り地域の野菜を使った食事を提供している。行事食としては、クリスマスには子どもたちが喜ぶ「から揚げ」、ひな祭りには「ちらし寿司」と、日本の文化にも触れられるよう配慮している。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子ども全員が連絡帳を持っており、家庭との連携の最重要ツールである。ページが埋まってしまった連絡帳は、最終的には保護者保管となる。後にまで残さなければならない情報や相談内容等は、保育の継続性を担保するために、コピーを取って園でも情報を保管している。園と家庭とをメールで結ぶ「きずなネット」があり、年に数回、園から配信している。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者との個人懇談が実施されており、年長児クラスのみ年間2回開催され、他のクラスは年間1回の開催である。個人懇談では、基本的には担任が担当して保護者からの意見や要望を聞き取っているが、緊急性の高い事項や重大な問題を含む事項については、主任と園長にまで連絡するルールとなっている。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
家庭での虐待等、子どもの権利侵害を疑われる事例が現在2件存在する。市・家庭児童指導課を通して児童相談所と連携を図って取り組んでいる。虐待等の早期発見、早期対応に関するマニュアルや、実際に不適切な事案が発生した時の対応のマニュアルは整備されている。歯科検診時、養護担当職員が園医(歯科医師)に付き添って子どもの歯のチェックをしている。課題は、マニュアル等を活用した職員研修が実施されていないことである。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
タブレット端末を使った自己評価制度の運用が始まった。自己評価の結果から、個人レベルの保育実践の検証はできるが、園全体の保育についての検証となっていない。個人レベルの自己評価を集計し、分析して園としての課題を抽出することが望まれる。			